

## 地域エネルギー会社に関する懇談会開催運営等要綱

制定 令和7年5月9日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域エネルギー会社に関する懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 懇談会は、地域エネルギー会社に関し、次に掲げる事項について、委員の意見を求める。

- (1) 地域エネルギー会社の事業運営に関すること
- (2) 地域エネルギー会社との連携・活用に関すること
- (3) その他必要な事項

(委員)

第3条 懇談会の委員は8名以内とし、次に掲げる有識者で構成する。

- (1) 公民連携
- (2) 電力
- (3) 法務
- (4) 財務
- (5) 廃棄物

(開催期間)

第4条 懇談会の開催期間は、令和7年5月9日から事業が安定するまでの期間とし、必要に応じて開催することとする。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、環境局総務部企画課において処理する。

附 則

この要綱は、令和7年5月9日から施行する。